

進路だより

令和5年度 第1号
令和5年5月18日(木)
東京都立羽村特別支援学校
校長 外山 裕介
進路指導部

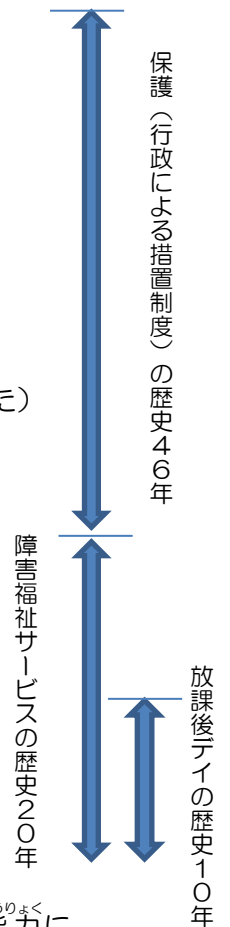


羽村特別支援学校50年から考える

～ 教育と福祉の歴史 ～

<歴史年表>

- 1896年 初の知的障害児施設である滝乃川学園できる **127年前!**
- 1946年 近江学園できる 糸賀一雄「この子らを世の光に」
- 1947年 児童福祉法が制定され、「精神薄弱児施設の設置」が決まる
- 1948年 優生保護法がはじまる（強制不妊手術が1996年まで法的に合法）
- 1952年 全国精神薄弱児育成会（現・全日本手をつなぐ育成会）ができる
- 1958年 秋津療育園（東村山市の重症心身障害児施設）できる
- 1961年 島田療育園（八王子市の重症心身障害児施設）できる
- 1963年 びわこ学園（重度知的障害児施設）ができる
- 1970年 国立コロニーのぞみの園（群馬県に550人収容の入所施設）できる
- 1973年 羽村養護学校（いまの羽村特別支援学校）できる **50年前!**
- 1979年 養護学校義務化（義務化の前は重度の知的障害のある子は学校に行けなかった）
- 1981年 国際障害者年 施設中心型福祉から地域福祉型へ
- 1996年 優生保護法なくなる
- 2003年 支援費制度がはじまる（それまでは行政の措置による保護制度） **20年前**
- 2006年 障害者自立支援法
- 2007年 特別支援教育がはじまる（盲学校・聾学校・養護学校は特別支援学校に）
- 2012年 放課後デイサービスがはじまる
- 2013年 障害者自立支援法 障害者総合支援法（自立と社会参加が基本法に）
- 2014年 障害者権利条約に日本がはいる
- 2023年 羽村特別支援学校50周年



措置制度とは・・・市町村が障害者施設に措置委託費用を支払い、利用者から負担能力に応じて費用を納めてもらうしくみ。利用者には選ぶ権利がなかった。

※「精神薄弱」という名称は差別的な名称のため、現在は使用しないことになっています。

大事な時期はこれから

年表を見ると、127年前に滝乃川学園がすでにはじめていたのが歴史的に意義深いことと思います。しかしながら、多くの人々は第二次世界大戦後に施設に入るようになっていきます。特に1970年に国立の入所施設である「国立コロニーのぞみの園」が群馬県高崎市にできたときには、北は北海道から南は九州まで合わせて500人以上の重度知的障害のある人々が1年以内に入所していったようです。その後、1981年の国際障害者年を契機に大規模施設で生涯にわたって暮らすことを目的にする「終生保護」の考えから、地域福祉型へと変わっていきました。

1979年には、それまで重度知的障害児を「就学猶予」「就学免除」としてきたことが廃止され養護学校で学ぶことができるようになりました。その少し前に羽村養護学校（今の羽村特別支援学校）は開校しています。開校から50年の時間は、15歳だった方が65歳になられていることを考えますと卒業されていった方々の青年期や壮年期はどうであったのだろうと思いをはせずにはいられません。2003年になって支援費制度（その後自立支援法→総合支援法）が始まり、必要な障害福祉サービスを選択していけるように仕組みが変わっていくのですが、これらもまだ20年の歴史です。本当の意味で、必要なサービスをだれもが利用できるようになるにはまだまだ課題は多く残っています。必要なサービスを地域で立ち上げようとする人や障害分野で働くこうとする人をどのように増やしていくかといった課題は続いています。

また、知的障害の軽度といわれる人の働く生活や暮らしの場面は、障害者雇用制度やグループホームなどの利用で広がってきました。ただ、知的障害の程度は軽度であっても心理的な不安を相談できる環境があるかどうか、将来に渡って生活を営んでいくためのサポートを受けたいときに受けられる環境などがこれからも課題です。

歴史を見ていくと、障害福祉サービスがはじめてからの過去20年に続くこれからは、障害のある人にとって、自分らしく自分の生き方を生きることが真にできるようになることを目指していく大事な時期に入ってきているように思います。



愛の手帳の更新について

愛の手帳は東京都の療育手帳です。知的障害を判定するもので行政のサービスを利用する際などに必要です。12歳、18歳になると更新の時期になります。

12歳 ⇒東大和・武蔵村山市在住の人は小平児童相談所へ予約の上、判定へ行きます。
それ以外の在住の人は立川児童相談所へ予約の上、判定へ行きます。

18歳 ⇒東京都心身障害者福祉センターへ予約の上、判定へ行きます。

①【東京都心身障害者福祉センター（本所）】

住所：新宿区神楽河岸1番1号 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階

電話：03-3235-2961

②【東京都心身障害者福祉センター（多摩支所）】

住所：国立市富士見台二丁目1番地の1（東京都多摩障害者スポーツセンター内）

電話：042-573-3311

【青梅・羽村・福生に住む手帳が1度・2度の人】

各ご家庭へ市の障害福祉課から連絡があります。青梅・羽村・福生のいずれかの市役所で夏ごろに判定を行います。（心身障害者福祉センターが出張します） ※今年は青梅

18歳成人更新

毎月1日（土日祝の場合は翌平日）の9時から翌月の予約を電話受け付けしています。
誕生日になる前の月に予約をするとよいです。

判定にかかる時間：2時間30分から3時間

内容：1.受付 2.愛の手帳交付申請書記入

3.心理学的判定（面接・心理検査）

4.医学的判定（問診・診察・身体測定）

もちもの：身分証明書（マイナンバーカード、健康保険証など）

写真1枚（たて4cm×よこ3cm）

障害者手帳（もっているものすべて）

母子手帳

お薬手帳

※障害の状態が変わってきたときに行う「程度変更」のための更新の場合は、医師による診療情報提供書も必要です。